

**香川県条例第22号**

理容の業を行う場合に講ずべき衛生上必要な措置等に関する条例及び美容の業を行う場合に講ずべき衛生上必要な措置等に関する条例の一部を改正する条例

(理容の業を行う場合に講ずべき衛生上必要な措置等に関する条例の一部改正)

第1条 理容の業を行う場合に講ずべき衛生上必要な措置等に関する条例（平成12年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(理容所について講ずべき衛生上必要な措置)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 理容を行う場所に設置する<u>理容用椅子</u>の数は、その場所の床面積が9.9平方メートルの場合は2脚以内とし、その床面積が9.9平方メートルを超える場合は2脚にその超える部分の床面積3.3平方メートルにつき1脚を加えた数以内とすること。</p> <p><u>(4) 理容を行う場所に洗髪のための流水式の設備を設けること。ただし、頭髮に係る作業を行わない場合その他知事が衛生上支障がないと認める場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(理容所について講ずべき衛生上必要な措置)</p> <p>第3条 法第12条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 理容を行う場所に設置する<u>理容用いす</u>の数は、その場所の床面積が9.9平方メートルの場合は2脚以内とし、その床面積が9.9平方メートルを超える場合は2脚にその超える部分の床面積3.3平方メートルにつき1脚を加えた数以内とすること。</p>

(美容の業を行う場合に講ずべき衛生上必要な措置等に関する条例の一部改正)

第2条 美容の業を行う場合に講ずべき衛生上必要な措置等に関する条例（平成12年香川県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(美容所について講ずべき衛生上必要な措置)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 美容を行う場所に設置する<u>美容用椅子</u>（セットの用に供する椅子で鏡に面したものをいう。）の数は、その場所の床面積が9.9平方メートルの場合は2脚以内とし、その床面積が9.9平方メートルを超える場合</p>	<p>(美容所について講ずべき衛生上必要な措置)</p> <p>第3条 法第13条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 美容を行う場所に設置する<u>美容用いす</u>（セットの用に供するいすで鏡に面したものをいう。）の数は、その場所の床面積が9.9平方メートルの場合は2脚以内とし、その床面積が9.9平方メートルを超える場合</p>

は2脚にその超える部分の床面積3.3平方メートルにつき1脚を加えた数以内とすること。

(4) 美容を行う場所に洗髪のための流水式の設備を設けること。ただし、  
頭髮に係る作業を行わない場合その他知事が衛生上支障がないと認める  
場合は、この限りでない。

は2脚にその超える部分の床面積3.3平方メートルにつき1脚を加えた数以内とすること。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に理容師法（昭和22年法律第234号）第11条第1項の規定による届出をしている者の当該届出に係る理容所について講ずべき衛生上必要な措置については、同日以後最初に当該理容所が増築され、又は改築されるまでの間は、第1条の規定による改正後の理容の業を行う場合に講ずべき衛生上必要な措置等に関する条例第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前に美容師法（昭和32年法律第163号）第11条第1項の規定による届出をしている者の当該届出に係る美容所について講ずべき衛生上必要な措置については、同日以後最初に当該美容所が増築され、又は改築されるまでの間は、第2条の規定による改正後の美容の業を行う場合に講ずべき衛生上必要な措置等に関する条例第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。